

議案第 29 号

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の
改正について

令和 6 年 3 月 14 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の
一部を改正する条例

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成 28
年前橋市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

題名中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー
消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第 1 条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネル
ギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第 1 条の 2 第 3 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」
を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号、第 3 号イ(イ)、第 3 項の表第 1 号の項及び同表第 3 号イ(イ)の
項中「ロ(1)」の次に「、同号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)」を加え
る。

第 3 条第 1 項第 1 号中「ロ(1)」の次に「、同号イ(1)及びロ(2)、同号イ(1)及びロ
(3)、同号イ(2)及びロ(1)若しくは同号イ(3)及びロ(1)」を、「ロ(2)」の次に「、同
号イ(2)及びロ(3)又は同号イ(3)及びロ(2)」を加え、同条第 2 項の表第 1 号の項中
「ロ(1)」の次に「、同号イ(1)及びロ(2)、同号イ(1)及びロ(3)、同号イ(2)及びロ
(1)若しくは同号イ(3)及びロ(1)」を、「ロ(2)」の次に「、同号イ(2)及びロ(3)又は
同号イ(3)及びロ(2)」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の改正規
定は、公布の日から施行する。